平成２８年（フ）第８２号
広島県世羅郡世羅町大字宇津戸3204番地
債務者　岡田みわ子
1　決定年月日時　平成28年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第２７２号
愛媛県松山市中一万町４番地21　エルロラードⅡ　1001号
債務者　平尾　政隆
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３０４号
愛媛県松山市春日町10番地７　富士ハイツ505号
債務者　大野　健治
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２９６号
宮崎市東宮２丁目32番地
債務者　石田　絵里
1　決定年月日時　平成28年11月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３１６号
宮崎市神宮東３丁目８番40号　北川アパート105号
債務者　椎葉　哲子
1　決定年月日時　平成28年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３２１号
宮崎県児湯郡新富町富田南２丁目25番地　セジュール山西Ⅱ105号、前住所宮崎県東臼杵郡門川町東栄町４丁目７番12号　ケイコーポ103号
債務者　日野　光宣
1　決定年月日時　平成28年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第９８号
宮崎県都城市広原町７号７番地　アイティー広原102号室
債務者　山本　裕一
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第３４９号
鹿児島県鹿児島市光山１丁目13番５号
債務者　有田　華織
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３５２号
鹿児島県西之表市現和7266番地
債務者　中林千代子
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第９３号
鹿児島県伊佐市大口堂崎525番地50
債務者　山内　孝訓
1　決定年月日時　平成28年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第３１０号
沖縄県糸満市字照屋574番地の２　コーポ７203
債務者　金沢美智子（旧姓大川）
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１０８号
北海道釧路郡釧路町睦４丁目１番地18、破産申立時の住所北海道釧路郡釧路町東陽西１丁目19番地11　リーブウララ202号室
債務者　関　　大輔
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１８５号
釧路市鶴野東１丁目14番２号、住民票上の住所釧路市中鶴野13番８号
債務者　宍戸　龍芳
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１８９号
釧路市貝塚２丁目16番５号　シェルハイツ201号
債務者　亀梨　聖子
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第９８号
宮城県大崎市松山金谷字鍋田32番地　松山駅前住宅４号棟305号
債務者　安田ひろみ
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第１０２号
宮城県大崎市古川小泉字大小444番地１　パストラルコートＡ棟101号
債務者　千葉　俊一
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係